

令和 2 年 7 月 6 日現在

機関番号：13701

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2019

課題番号：16K03319

研究課題名(和文) 国連平和維持活動に伴う国際責任の多様化と裁判権免除の制限についての研究

研究課題名(英文) International Responsibilities and Immunities of UN Peacekeeping Operations

研究代表者

坂本 一也 (SAKAMOTO, Kazuya)

岐阜大学・教育学部・教授

研究者番号：00320325

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,800,000円

研究成果の概要(和文)：国連平和維持活動(PKO)およびその要員の違法行為に対する国際責任の追及は、それらが享有する裁判権免除により制約されていることが問題となっている。違法行為の実行主体およびその内容に着目して検討を行ったところ、いずれの裁判権免除も活動の自律性を確保するために不可欠であるが、例えば、裁判や救済を受ける権利の観点から国連が代替的救済手続を設け、また、要員の一定の犯罪行為に対して裁判権免除が放棄され、懲戒および訴追される実行など、限定的ながら、国際責任を引き受ける方向性があることが確認できた。こうした諸実行がいかなる展開をするか注視する必要がある。

研究成果の学術的意義や社会的意義

国連平和維持活動(PKO)の質的および量的な変化に伴い、その活動に起因して大規模な人権侵害や犯罪行為が行われる事態が発生している。本研究では、PKOおよびその要員が享有する裁判権免除を認めつつ、国際責任を追及する制度が構築されていることを明らかにした。国際貢献の一つとして、日本がPKOに関与する機会が増えると考えられることから、そうした活動に関連する政府および派遣される要員(自衛隊員等)の負う国際責任の新たな展開を分析した点で意義がある。

研究成果の概要(英文)：The United Nations Peacekeeping Operations (PKO) and military and civilian personnel involved in them enjoy functional immunities and are exempted from civil litigation and criminal liability. This research examined these immunities, focusing on the actor and the content of the illegal act. Consequently, it was confirmed that such immunities are essential to ensure the autonomy of the activities of PKO, however, to the limited extent, there were found the new tendency to take their liabilities; for example, the UN is obligated to offer alternative dispute settlement based on claimants' rights to access a court and to a remedy, and the personnel who commit certain crimes are waived their immunities, subjected to disciplinary actions and prosecuted. It is necessary to pay attention to related practices.

研究分野：国際法

キーワード：国連平和維持活動 国連の裁判権免除 PKO要員の裁判権免除 国際刑事法 国際責任

1. 研究開始当初の背景

1990年代以降、国際の平和と安全の維持における国連への期待が高まるとともに国連平和維持活動(PKO)の任務も強化され、従来の停戦や軍の撤退の監視等から人道支援や復興開発支援、さらには武力行使を伴うものへと多様化してきた。任務の変化と相俟って、PKOの活動それ自身による現地住民に対する大規模な人権侵害やPKO関連要員による性的暴行・搾取、違法な拘禁・殺害といった犯罪行為の発生が問題となり、国際的な非難がなされるようになってきた。

これまでの実行では、PKOは国連の補助機関として国連と同様に広範な裁判権免除を享有していることから、法的責任を追究されることはなく、また、被害に対しても国連の内部機関である請求審査委員会において処理されてきており、賠償に関する実効的な救済手続も存在していなかった。PKO関連要員についてもその法的地位に応じた裁判権免除が認められており、その犯罪行為に対する刑事責任の追究は当該要員の国籍国または派遣国に委ねられており、実際に訴追・処罰された事例はほとんどなかった。というのも、国連の活動に対する無謬性の観念が存在していたことに加え、伝統的なPKOはその任務が限定されており、法的責任が追究されることは極めて例外的なものであったためである。

しかし、近年のPKOの任務の変化はこうした伝統的枠組では対応しえない状況を生じさせつつある。特に、国際人権法の発展に伴い個人の救済を受ける権利が重視されるようになり、これまで国連が提供してきた救済手続の内在的問題が指摘されるようになり(例えば、M. Zwanenburg, *Accountability of Peace Support Operations* (2005))、また、国際刑事裁判所(ICC)の設立とともに、個人の国際刑事責任の理論的発展を受けて、PKO関連要員による犯罪行為に対しても訴追・処罰の必要性が唱えられてきた(例えば、G-J. Knoops, *The Prosecution and Defense of Peacekeepers under International Criminal Law* (2004))。さらに、こうしたPKOおよびその関連要員に起因する違法行為の責任が問題とされた裁判例もみられるようになってきた。

PKOに関する先行研究としては伝統的なPKOに関わるもののみならず、1990年代以降のその任務の変化を取り上げたものも数多く存在するが、伝統的なPKOが依拠してきた同意原則・公平原則・自衛原則からの乖離とその法的正当性の考察を主眼とするものであった。そこで、PKOの任務の変化に伴って増加しつつある違法行為や関連要員による犯罪行為について、国際責任法の視点から検討することは意義あるものと考えた。

2. 研究の目的

PKOの実効性および正統性を確保するためにも、その活動に起因する人権侵害や犯罪行為に対しては、その責任が適切に追究され、被害を蒙った犠牲者が実効的な救済を得られることが不可欠である。そこで、本研究では、個人の救済を受ける権利や国際犯罪に対する個人の国際刑事責任の展開によって、PKOおよびその関連要員に対する国際責任の追究手段および裁判権免除がいかなる影響を受けているのかについて、その現状と課題を明らかにすることを目的とした。

具体的には、近年の諸実行の分析を通して、PKOに起因する違法行為に対して国連および関係国家(要員の国籍国および部隊要員の派遣国)がいかなる責任追究手段を提供しているのか、また、PKO関連要員による犯罪行為に対して刑事責任の追究はいかに行われているのか、PKOおよびその関連要員に対する裁判権免除の法的根拠に変容はみられるのかを検討した。

3. 研究の方法

第一に、PKOおよびその関連要員に関する裁判権免除の法的根拠について、国連と活動地域国の間で締結される地位協定(SOFAs)や要員派遣国との間で締結される了解覚書(MOU)、国連文書といった一次資料とPKOに関連する書籍・研究論文などを利用して分析を行う。とりわけ、PKOの任務の多様化に応じて様々な要員が活動に従事するようになっていることから、その法的地位の相違に留意して行った。この分析は、本研究の問題関心の一つである国際責任の検討に当たって、行為の帰属の判断基準となる指揮統制(command and control)権限やそれ以外の懲戒・刑事裁判権限を行使する主体(国連、国家)を確定するために不可欠な前提をなすものである。

第二に、PKOおよびその関連要員の違法行為に対する国際責任および裁判権免除に関する検討を行う。まず、上記の分析を受けて、違法行為の帰属、特に、同一の行為の国連と国家への重複帰属や責任分担の可能性について、近年の裁判例や国連国際法委員会(ILC)による国家責任条文および国際組織責任条文を中心に取り上げる。次に、個人の救済を受ける権利の保障という観点から、国連の裁判権免除に関する国際法規則、ILCによる国際組織の免除に関するかつての議論や国際組織責任条文の法典化作業、国際法協会(ILA)による国際組織のアカウンタビリティに関する作業の分析を行い、裁判権免除の制約の可能性について検討する。

第三に、個人の国際刑事責任に着目し、PKO関連要員による犯罪行為について、ICC規程の関連規定と裁判権免除の検討を行う。具体的には、SOFAsやMOUと国連特権免除条約18項、

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

22 項に基づく機能的免除の規則が ICC 規程を含む国際刑事法の理論的展開や実行によりいかなる影響を受けているのかを分析する。なお、ICC について、PKO が問題となった事例は存在しておらず、重要な先行研究(例えば、O. Triffterer and K. Ambos eds., *Commentary on the Rome Statute of the International Criminal Court* (2016)) などを利用して行う。

4. 研究成果

2016 年度は、主として次の 2 つの作業を行った。1 つは、予備的に実施した PKO 関連要員の法的地位に関する分析である。当該分析から、多様化する PKO 関連要員(軍事・警察・文民要員等)の指揮統制権限等の基本的な枠組みについて把握することができた。これにより、個人の資格で PKO に従事する要員の行為は国連のみに帰属するが、部隊として派遣される警察部隊要員と軍事部隊要員の行為については、原則として国連に帰属するが、派遣国にも帰属する可能性があることが把握できた。もう 1 つは、上記の法的地位の問題と並行して、PKO 関連要員の裁判権免除の法的基礎について分析を行った。特に、軍事部隊要員の裁判権免除は地位協定等において規定されることから、同じく地位協定によって規定される国家の軍隊構成員の裁判権免除と比較して考察を行った。伝統的に主権免除の対象とされてきた国家の軍隊に比べ、PKO の軍事部隊要員の方がより広範な裁判権免除が認められる傾向があることが判明した。この点については、研究論文の中で公表することができた。

2017 年度は、予定していた研究計画に沿って、次の 2 つの作業を進めた。1 つは、前年度の分析を受けて、国際責任の追及において重要な要件となる PKO およびその関連要員の行為の帰属に関する問題について、ILC が採択した国家責任条文および国際組織責任条文や関連する裁判例(例えば、オランダ最高裁判所のヌハノビッチ・ムスタフィッチ事件判決や欧州人権裁判所の Mothers of Srebrenica 事件判決など)を中心に検討を継続した。具体的には、国際責任の行為の帰属の根拠となる「実効的支配」概念の展開と PKO 軍事部隊の行為に対する国連と部隊派遣国への重複帰属と責任分担の検討を行った。もう 1 つは、PKO 自体、すなわち国連の裁判権免除の法的基礎についての検討である。特に、国連憲章 105 条と国連特権免除条約 2 条 2 項における免除の範囲(機能的免除と絶対免除)の関係、安保理による国連憲章第 7 章下の措置として展開される PKO の特殊性を中心に実行および資料分析を行った。その結果、国連が享有する機能的免除は、その活動の独立性および自律性を確保するために必要なものであること、また、安保理に付与され広範な機能から、PKO 自体が事実上絶対的免除を享有していることが明らかになった。また、国連および国連加盟国による裁判権免除に対する認識の変化がなければ、その活動によって被害を受けた個人の救済を受ける権利の保障がなされないことを指摘した。これらの成果については、所属する研究会において報告した。

2018 年度は、これまでの研究の過程で知見を得た PKO 関連要員による性的搾取・性暴力についての国連の不寛容(zero tolerance)政策について、PKO 関連要員の犯罪行為に対する国際責任と裁判権免除の視点から検討を行った。この検討から、PKO 関連要員の法的地位の相違や個々の要員が享有する裁判権免除が適用すべき規範、懲戒処分・刑事責任追及手段に対する断片化や欠缺といった問題をもたらしめていることが明らかとなった。この研究成果については、所属学会で報告するとともに、研究論文として公表した。さらに、PKO 関連要員による犯罪行為が国際犯罪に該当する場合に、国際刑事裁判所(ICC)での訴追における問題(犯罪の構成要件、管轄権行使の条件、安保理との関係など)について関連する文献の検討を行った。この検討から犯罪を行った PKO 関連要員に対する刑事責任追及には、ICC 等の国際法刑事裁判所での訴追には関係国の同意が得られる可能性が低く、むしろ国内裁判所の機能が重要であることが認識できた。また、国連が、事実上絶対的免除を享有するなかで、例えば国連特権免除条約 8 条 29 項に規定されるような代替的救済手段に加えて、いかなる制度によって国連等の責任を追及すべきかを検討した。具体的には欧州人権裁判所における判決・決定や人権履行機関に対する報告制度といった司法的・準司法的制度和オンブズパーソンといった非司法的的制度について分析し、それらが抱える問題点を把握することができた。

2019 年度は、これまでの検討結果について取りまとめる作業に重点をおき、所属学会での報告とともに研究論文の執筆を行った。加えて、PKO 軍事部隊の国連と部隊派遣国の重複帰属を認めたオランダ最高裁判所の新たな判決・決定(2019 年 7 月 19 日)が出たことから、その分析を行った。この判決・決定では、部隊派遣国であるオランダの責任分担は 10% であると認定されるにとどまり、被害を受けた個人の救済は十分になされたとはいえず、また、PKO 軍事部隊の行為に関する重複帰属が限定的であることが示された。この問題自体の今後の展開を注視する必要がある。

本研究の成果として、PKO 要員の法的地位とその享有する裁判権免除の法的基盤の分析から、その多様性を明らかにできた。こうした法的地位の多様性は、国連および派遣国の国際責任に関わる行為の帰属論に影響を与え、重複帰属や責任分担といった新たな展開を生んでいること、PKO がその任務の遂行に当たって事実上絶対的免除を享有しており、被害者の救済のために代替的救済手続が設けられる実行がみられる。しかしながら、国連と国家の責任分担や国連による代替的手続では十分な救済が得られていないことが判明した。また、PKO 要員による犯罪行為に対する個人の国際刑事責任の追及可能性について、特に、PKO に関する喫緊の議題となっ

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

ている関連要員による性的搾取・性暴力について検討したところ、裁判権免除が放棄され、国連での懲戒手続に付される事例が増えつつあることが明らかになった。ただし、刑事責任については、国内裁判所で訴追される例が散見されるものの、主要な責任を負う要員派遣国の消極性が大きな問題となっている。それゆえ、派遣国の協力が得られやすい混合法廷などの代替的な刑事司法制度の設置も考慮されるべきである。以上より、限定的ながら、裁判権免除の必要性は認めつつも、被害者の救済を受ける権利を保障し、個人の国際刑事責任は追及されるべきという認識が醸成されつつあることが指摘できる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 坂本一也	4. 巻 67
2. 論文標題 PKO要員による性的搾取および虐待に対する国連の取組み	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 岐阜大学教育学部研究報告 人文科学	6. 最初と最後の頁 49-64
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 坂本一也	4. 巻 65
2. 論文標題 戦後日本における米軍の性政策と米兵に対する刑事裁判権について キャンプ岐阜を素材として	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 岐阜大学教育学部研究報告 人文科学	6. 最初と最後の頁 11-36
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 坂本一也
2. 発表標題 領域の管理を行う国際機構のアカウントビリティ 平和構築活動に関わる事例を素材に
3. 学会等名 国際法学会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 坂本一也
2. 発表標題 PKO要員による性的搾取・虐待（SEA）の不処罰への対応
3. 学会等名 国際人権法学会ICCインタレストグループ
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----